

## 栃木県後期高齢者医療広域連合に派遣される県職員及び市町職員の身分取扱い等に関する要領

平成 19 年 2 月 1 日制定

改正 平成 20 年 3 月 28 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、栃木県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の事務処理の合理化及び能率化を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の規定に基づき広域連合に派遣される県職員及び市町職員（以下「派遣職員」という。）の身分取扱い等に関し必要な事項を定めるものとする。

(派遣期間)

第 2 条 派遣期間は、1 年とする。ただし、県又は市町（以下「派遣元団体」という。）及び広域連合の協議によりこれを延長し、又は短縮することができるものとする。

(派遣の申請)

第 3 条 広域連合の長は、職員派遣申請書（様式第 1 号）により派遣元団体の長に当該団体の職員の派遣（以下「職員派遣」という。）を申請するものとする。

(派遣の決定)

第 4 条 派遣元団体の長は、前条の規定により職員派遣の申請があったときは、速やかにその諾否を決定し、広域連合の長に通知するものとする。この場合において、職員派遣の承諾の通知は、職員派遣通知書（様式第 2 号）により行うものとする。

(協定の締結)

第 5 条 広域連合の長と派遣元団体の長は、前条の規定により職員派遣が決定したときは、速やかに職員の広域連合派遣に関する協定書（様式第 3 号）により協定を締結するものとする。

(身分)

第 6 条 派遣職員は、広域連合及び派遣元団体の職員の身分を併有するものとする。

(勤務時間その他の勤務条件)

第 7 条 次項及び第 3 項に定めるもののほか、勤務時間、休日その他の勤務条件については、広域連合の関係規定を適用する。

2 派遣職員の休暇の取扱いについては、派遣元団体の例によるものとし、その承認は、広域連合の長が行うものとする。

3 派遣職員の育児休業（部分休業及び育児短時間勤務を含む。）、自己啓発等休業、修学部分休業及び高齢者部分休業の取扱いについては、派遣元団体の関係規定を適用する。

（服務）

第8条 次項及び第3項に定めるもののほか、服務の宣誓その他の服務については、広域連合の関係規定を適用する。

2 派遣職員の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第35条に規定する職務に専念する義務の免除の取扱いについては、派遣元団体の例によるものとし、その承認は、広域連合の長が行うものとする。

3 地公法第38条第1項の規定に基づく営利企業等の従事制限の許可については、派遣元団体の関係規定を適用する。

（分限及び懲戒）

第9条 派遣職員の分限及び懲戒については、派遣元団体の関係規定を適用し、広域連合の長の報告に基づき、派遣元団体の長が行う。

（給与）

第10条 派遣職員の給料及び手当は、派遣元団体の関係規定を適用し、派遣元団体が支給するものとする。

（旅費）

第11条 派遣職員の旅費は、広域連合の関係規定を適用し、広域連合が支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、派遣職員の赴任に要する旅費は、派遣元団体の関係規定を適用し、派遣元団体が支給するものとする。

（研修）

第12条 派遣職員の研修は、広域連合が実施するもののほか、派遣元団体の研修計画に基づき、派遣元団体が実施するものとする。この場合において、広域連合は、研修参加に必要な服務上その他の便宜に配慮するものとする。

（健康管理）

第13条 派遣職員の健康管理は、広域連合が実施するもののほか、派遣元団体の福利厚生事業計画に基づき、派遣元団体が実施するものとする。この場合において、前条後段

の規定を準用する。

(共済組合)

第14条 派遣職員は、地方職員共済組合栃木県支部又は栃木県市町村職員共済組合（以下「共済組合」という。）の組合員とする。

2 派遣職員に係る共済組合の掛金については、派遣元団体が給与支給の際に控除し、共済組合に払い込むものとする。

3 派遣職員に係る共済組合の地方公共団体負担金については、派遣元団体が共済組合に払い込むものとする。

(公務災害補償等)

第15条 派遣職員の公務上の災害（以下「公務災害」という。）又は通勤による災害（以下「通勤災害」という。）に対する補償は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。この場合の認定請求の手続は、派遣元団体を經由して行うものとする。

(経費の負担)

第16条 派遣元団体が第10条の規定により支給した給料及び手当（退職手当を除く。）、第11条第2項の規定により支給した赴任に要する旅費並びに第14条第3項の規定により払い込んだ地方公共団体負担金については、広域連合が負担し、別に定める方法により派遣元団体に納付するものとする。

2 派遣元団体が第10条の規定により支給する退職手当については、派遣元団体が負担するものとする。

3 広域連合が第11条第1項の規定により支給した旅費については、広域連合が負担するものとする。

(補則)

第17条 この要領に定めるもののほか、職員派遣に関し必要な事項については、広域連合の長と派遣元団体の長が協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、平成19年2月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

様式第1号（第3条関係）

第 号  
年 月 日

（県知事・市（町）長名） 様

栃木県後期高齢者医療広域連合長

印

職 員 派 遣 申 請 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定に基づいて、次のとおり県（市町）職員の派遣を願いたく申請いたします。

- 1 派遣を求める期間
- 2 派遣職員の県（市町）における組織上の地位
- 3 派遣職員の従事する職務の内容
- 4 その他派遣職員に関する希望

様式第2号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

栃木県後期高齢者医療広域連合長 様

県知事・市（町）長名 印

職 員 派 遣 通 知 書

年 月 日付け 第 号で申請のあった職員の派遣については、次のとおり決定したので通知します。

- 1 派遣職員の職氏名及び生年月日
- 2 派遣職員の担当業務
- 3 派遣職員の履歴
- 4 派遣期間
- 5 その他の事項

様式第3号（第5条関係）

職員の広域連合派遣に関する協定書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17に基づき、栃木県（〇〇市（町））から栃木県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）に派遣される職員の身分取扱い等について、栃木県知事（〇〇市（町）長）（以下「甲」という。）と栃木県後期高齢者医療広域連合長（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（派遣職員）

第1条 甲が乙に対し派遣する職員（以下「派遣職員」という。）は、次の者とする。

栃木県（〇〇市（町））職員 （職 氏名）

（派遣期間）

第2条 派遣職員の派遣期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

2 派遣期間を変更しようとするときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（身分）

第3条 乙は、派遣職員を栃木県後期高齢者医療広域連合職員に併任するものとする。

2 乙は、派遣職員の派遣期間が終了したときは、併任を解くものとする。

（勤務時間その他の勤務条件）

第4条 次項及び第3項に定めるもののほか、勤務時間、休日その他の勤務条件については、広域連合の関係規定を適用する。

2 派遣職員の休暇の取扱いについては、栃木県（〇〇市（町））の例によるものとし、その承認は、乙が行うものとする。

3 派遣職員の育児休業（部分休業及び育児短時間勤務を含む。）、自己啓発等休業、修学部分休業及び高齢者部分休業の取扱いについては、栃木県（〇〇市（町））の関係規定を適用する。

（服務）

第5条 次項及び第3項に定めるもののほか、服務の宣誓その他の服務については、広域連合の関係規定を適用する。

2 派遣職員の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第

35条に規定する職務に専念する義務の免除の取扱いについては、栃木県（〇〇市（町））の例によるものとし、その承認は、乙が行うものとする。

3 地公法第38条第1項の規定に基づく営利企業等の従事制限の許可については、栃木県（〇〇市（町））の関係規定を適用する。

（分限及び懲戒）

第6条 派遣職員の分限及び懲戒については、栃木県（〇〇市（町））の関係規定を適用し、乙の報告に基づき、甲が行う。

（給与）

第7条 派遣職員の給料及び手当は、栃木県（〇〇市（町））の関係規定を適用し、栃木県（〇〇市（町））が支給する。

（旅費）

第8条 派遣職員の旅費は、広域連合の関係規定を適用し、広域連合が支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、派遣職員の赴任に要する旅費は、栃木県（〇〇市（町））の関係規定を適用し、栃木県（〇〇市（町））が支給するものとする。

（研修）

第9条 派遣職員の研修は、広域連合が実施するもののほか、栃木県（〇〇市（町））の研修計画に基づき、栃木県（〇〇市（町））が実施するものとする。この場合において、広域連合は、研修参加に必要な服務上その他の便宜に配慮するものとする。

（健康管理）

第10条 派遣職員の健康管理は、広域連合が実施するもののほか、栃木県（〇〇市（町））の福利厚生事業計画に基づき、栃木県（〇〇市（町））が実施するものとする。この場合において、前条後段の規定を準用する。

（共済組合）

第11条 派遣職員は、地方職員共済組合栃木県支部又は栃木県市町村職員共済組合（以下「共済組合」という。）の組合員とする。

2 派遣職員に係る共済組合の掛金については、栃木県（〇〇市（町））が給与支給の際に控除し、共済組合に払い込むものとする。

3 派遣職員に係る共済組合の地方公共団体負担金については、栃木県（〇〇市（町））が共済組合に払い込むものとする。

(公務災害補償等)

第12条 派遣職員の公務上の災害（以下「公務災害」という。）又は通勤による災害（以下「通勤災害」という。）に対する補償は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。この場合の認定請求の手続は、栃木県（〇〇市（町））を經由して行うものとする。

(経費の負担)

第13条 栃木県（〇〇市（町））が第7条の規定により支給した給料及び手当（退職手当を除く。）、第8条第2項の規定により支給した赴任に要する旅費並びに第11条第3項の規定により払い込んだ地方公共団体負担金については、広域連合が負担し、別に定める方法により栃木県（〇〇市（町））に納付するものとする。

2 栃木県（〇〇市（町））が第7条の規定により支給する退職手当については、栃木県（〇〇市（町））が負担するものとする。

3 広域連合が第8条第1項の規定により支給した旅費については、広域連合が負担するものとする。

(勤務状況等)

第14条 乙は、派遣職員の毎月の勤務状況について、翌月5日までに、派遣職員勤務状況報告書（別紙）により甲に報告するものとする。

2 甲は、派遣職員の勤務状況等について、必要に応じて乙に報告を求めることができるものとする。

3 甲及び乙は、派遣職員の身分等についての変動、業務上の災害発生その他必要と認める事項については、相手側に速やかに報告するものとする。

(疑義等の決定)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、これを決定するものとする。

この協定の証として、この協定書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 栃木県知事（〇〇市（町）長）

乙 栃木県後期高齢者医療広域連合長



別紙（第14条関係）

派遣職員勤務状況報告書

年 月分

職名		氏名	
----	--	----	--

1 休暇等

年次 休暇	傷病 休暇	特別 休暇	職専免	休職	欠勤	出張	備考
日	日	日	日		日		
時間	時間	時間	時間	日	時間	日	

2 時間外勤務等

	125/100	150/100	135/100	160/100	25/100	備考
時間			(週休) (休日)			

上記のとおり派遣職員の勤務状況を報告いたします。

年 月 日

栃木県知事（〇〇市（町）長） 様

栃木県後期高齢者医療広域連合長